

1 水道料金の値上げについて

水道料金の値上げのための条例案が今議会に提案されました。来年4月から2年間は、15.7%、3年目からは20%の値上げをすることです。18年ぶりの値上げの検討は、物価高騰前からスタートしており、その理由は人口減少や節水機器の普及により料金収入が減ることで水道事業会計が赤字になるためです。物価高騰が理由ではありません。老朽化対策が急に必要になったわけでもありません。

今年5月、今後8年間で不足する281億円を、全て水道料金でまかなうために、25%の値上げを提案しました。その後、様々な市民や議会の声があり、主に企業債の借り入れを増やす事で、7月時点で値上げ幅を20.6%に下げています。さらに、市民の声等をギリギリまで検討したいとのことで、10月の水道事業審議会では、異例の最終案を示すことなく、今回議会に条例提案されました。2年間だけ値上げ幅を圧縮する5%分は、なんと、水道局の職員を15人も削減する事で12億円分を捻出したという事です。最悪の形で圧縮案が出されました。

岡山市の水需要のピークはH8年です。H9年(1997年)に料金改定をした時も、老朽化対策は課題とされ人員削減が行われてきました。わずか6年後に赤字転落しています。18年前のH17年(2005年)に値上げをした時も同じ議論はなされ、同時に長く続いた福祉減免が廃止されています。

(1) 水道事業とは

- ア. そもそも水道事業とは何なのか、お考えをお聞かせください。岡山市の給水人口は99.9%で、岡山市が実施する事業の中で最も公共性が高い事業だと思います。利用者が99.9%と同様な事業は他にありません。
- イ. 本市の配水管の総延長は4,400キロ、給水面積は約750km²と広大であり、政令市平均の2倍。一方で有収水量は約8,000万トンと政令市平均の半分。つまり、他の政令市に比べて2倍の面積に対し、収益は半分です。重要かつ壮大な水道事業において、市民の水道料金だけで、黒字化しなければならない、とされるわけです。そもそもこの公共インフラ維持事業が利益を出すべき事業なのか。赤字化を繰り返すだけになりませんか。市長の、率直なお考えをお聞かせください。
- ウ. 水道法2条では、明確に国の責務が謳われています。しかし、水道施設の維持管理に関する改良事業に国の補助メニューはほぼなく、先の決算特別委員会では昨年度の国庫補助はゼロ円だったと答弁がありました。国は十分な責務を果たしているとは言えません。地方公営企業法こそ時代に合わせて見直すべきないですか。ご所見を伺います。
- エ. 本市の水道施設の耐震化率は、政令市平均より軒並み低く、配水管の耐震化率は20.5%です。アクアプラン2017では、1年に1%ずつ更新するとされていましたが、今回の事業圧縮の中で0.7%に縮小されました。100年でようやく完了する耐震化計画が、140年に先延ばしされたこととなります。市民の水道

料金だけに頼る限り抜本的な耐震化は進みません。アクアプラン 2017 では、耐震化率年 0.84%では 100 年後にリスクが残るとし、1%を確保するとしました。0.7%の場合、100 年後に残るリスクをお示してください。そもそも 100 年もかけていて良いのでしょうか。

- オ. 水道局職員を 15 人も減らすとのこと。これまで水道局は経営努力として、1999 年からすれば 2 割の 77 人（うち技術職 34 人）、2007 年から 62 人（うち技術職 27 人）も削減してきています。今後 8 年で、どこの課で何人を減らす計画ですか。技術的継承はどう考えていますか。組合との交渉はどうなっていますか。

（2）市民生活の影響について

次に、市民生活への影響についてお伺いします。岡山市の消費者物価指数の上昇率が 2%台半ばとのこと。そのような中で、公共料金である水道料金が 15%や 20%も値上がりするのは異常です。水道料金の値上げをストップして欲しいと願う市民の、市長あての署名が合計 1 万 4,055 筆提出され、一度副市長が対応してくれました。

- ア. 市長は、9 月議会でギリギリまで市民の意見を検討したい、と言われていました。直接市民の声を届ける一つの機会でしたから、残念がられていました。市長のもとには具体的にどのような声が届いていますか。

- イ. 一家庭、500 円に満たない値上げは、たいしたことがないという意見があります。しかし、2023 年 10 月の値上げ品目は 6,500 を超え、それまでも毎月 2,000 品目程度が値上げされてきました。一方で、年金や生活保護基準は上がらず、実質賃金が 30 年以上下がり続けている唯一の国です。教育費の負担は例えば大学授業料がこの 40 年で 3 倍～4 倍になりました。介護保険料はこの 20 年で 3 倍です。暮らしが圧迫され続けています。これは政治の責任です。経済が豊かになれば暮らしが豊かに、ならなかった 30 年です。さらに追い打ちをかける、公共料金である水道料金は、上げるべきではありません。水道会計で不足するという年間 35 億円は一般会計のわずか 1%です。新しいアリーナをはじめ 100 億 300 億単位の単市事業が進められる中で、納得感は得られません。このままでは値上げを繰り返す将来像に不安しかありません。市事業の優先度を見直し、応能負担である税金で水道インフラを支えることが真に求められていると思います。市長のご所見をお伺いします。

- ウ. 事業者の状況について、どのように把握していますか。価格転嫁できない福祉施設、障害者施設、医療施設、中小企業などでは、死活問題です。ある福祉施設では、既に月 1,000 万円も高熱費が高騰しているそうです。ある農家では水道代が月に 20 万円かかっているそうです。ある障害者作業所は、タオルの洗濯を請け負っているため、上がる経費分利用者工賃を減らすしかないかもしれないとのこと。ガスや電気にはまだ、選択肢がありますが、水道にはありません。2 割は本当に大きいのです。事業者への影響をどのようにお考えです

か。

- エ. これまで物価高騰対策で、事業者支援を行ってきました。水道料金の高騰に対して、補助を行うことも考えますか。
- オ. 福祉施設や医療施設への減免制度が必要ではないですか。生活困窮者への福祉減免の復活を改めて求めますが、せめて検討してはいただけませんか。

(3) 苫田ダムからの受水費について

決算特別委員会では、苫田ダムの問題についても、触れました。18年前に水道料金を値上げしたときに、その直接の理由が、当時まさに苫田ダムが完成し、その受水費が9億円も増え資金が不足するため、でした。

その際、水道事業審議会が出した提言の中で、受水費用が水道会計を圧迫していることは明白、とし、これ以上の受水の増量は避け、必要な量だけを受水する、余分な水は受水をしないこととし、水需要予測も適宜適切に見直すことが肝要である、と指摘しています。

- ア. 改めてお伺いします。18年間、この問題にどう向き合ってきたのか、18年間放置したまま、市民の水道料金だけ値上げをするのかという事について、納得のいく説明はまだありません。
- イ. 今回の水道事業審議会において、苫田ダムについては触れたけれど、18年前の提言については触れなかったという答弁でした。それは、委員から質問が無かったから、とのことですか。提言や審議会を軽視しすぎではないですか。出された提言を検証し報告する責任がありませんか。
- ウ. 使っていない日量6万トン含む基本料に13.5億円を払い、人口減少社会で責任水量として日量43700トン、7.5億円が固定で決められてしまっている。いつまで払い続けますか。吉井川流域の11自治体が、国に対し、過大な受水計画を見直し、どのような精算方法があるのか、迫るべき時です。広域水道企業団の副議長は岡山市長です。ご所見をお伺いします。
- エ. 8年前、40万トンの利水の一部を治水に転用する話が国交省からありました。広域水道企業団は、84億円の売却損が出るため断っています。しかし、40万トンのうち30万トンの使い道は絶望的です。8年経ち、資産価値は下がっています。現在の帳簿価格、国補助返金額、損益分岐はどこになるかお示してください。また、売却損に対する補填方法も国との交渉次第なのではないでしょうか。30万トンの有効利用について、転用も含め、国との交渉を再開するべきではないでしょうか。

2 市民のくらし支援に関わって

ここでは1点だけ。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援について

昨年5月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、新法）が成立しました。来年2024年4月1日が施行日です。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことです。コロナ禍を経てより顕在化、複雑化したと言われていています。これは、66年前の売春防止法に基づいた「売春をなす恐れのある女子」に限定される婦人保護施策に代わり、女性の人権の保護や自立支援の視点を大切にした、女性支援の新たな根拠となる法律になります。

ジェンダーフリー社会を目指す中であっても、現状を鑑みると必要な法律であり、66年ぶりに見直されたことに大きな意義を感じています。

その大きな特徴は、自治体が支援調整会議を持つこと、この分野で先駆的に支援活動してきた民間団体との対等な立場での協働と支援が明確にうたわれている事ではないかと思います。

都道府県には、基本計画策定が義務付けられ、岡山県は今年度1年かけて、官民間問わず様々な関係団体との意見交換の場を設け、今現在、計画素案のパブリックコメント募集を行っているところです。

岡山市では、困難を抱える女性を対象とした居場所づくりやメール相談など支援事業を開始しています。が、一昨年に改定された第5次さんかくプランで位置付けられた「困難を抱える女性への支援」は、その対象が女性と子どもの貧困に特化されているようで、実際の市事業とも、新法とも対象者や支援内容にズレを感じます。本市は、家庭・女性相談員や配偶者暴力支援センターも単独で設けており、何より民間の支援団体が多く存在します。政令市岡山で、新法に基づく基本計画の必要性は高いと感じます。そこでお尋ねいたします。

ア. 売春防止法に基づく施策について、所管や位置づけはどのように変わりますか。

イ. 新法について、その意義をどう捉えていますか。

ウ. 母子支援施設である仁愛館のあり方については、ハード・ソフト両面において検討が進んでいます。その状況と、今後の方針についてお示しください。新法に基づき、仁愛館の役割にも見直せる点があるのかどうか、ご所見をお聞かせください。

エ. 市内にある女性支援をする民間団体はどれくらいあるか把握していますか。支援調整会議を市は設けますか。

オ. 岡山市において、これまでの施策の整理、民間団体の位置づけや県との役割分担を明確にするためにも支援基本計画を作成するべきだと考えます。市長のご所見を伺います。